

合併処理浄化槽を
ご使用の皆様へ



袋井市下水道課からのお知らせ

浄化槽の維持管理費補助制度をご利用ください

対象となる方

以下の要件をすべて満たしている方が補助制度の対象です。

- ◇ 申請前年度（4月～3月）に、**保守点検3回、清掃1回、11条または7条検査1回**を実施し、ご自身で料金をお支払いしている方
- ◇ 専用住宅又は併用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置している方
ただし、アパート等集合住宅は対象外です。
- ◇ 設置場所に住所（住民登録）がある方
- ◇ 市税等を滞納していない方

※公共下水道または農業集落排水を利用可能な区域の方は対象となりません。

※申請年度の前年度分の維持管理費に対して補助金を交付します。

対象となる方については、裏面の確認フローでご確認ください。

※現在、単独処理浄化槽・くみとり槽をお使いの方は、設置費補助制度を利用した合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

単独処理浄化槽とは…トイレからの排水のみを処理する浄化槽



申請期間

4月～6月末に申請を行ってください。

下水道課（浅羽支所）または各コミュニティセンターへ提出してください。

※以降、毎年度申請が必要です。

補助金額

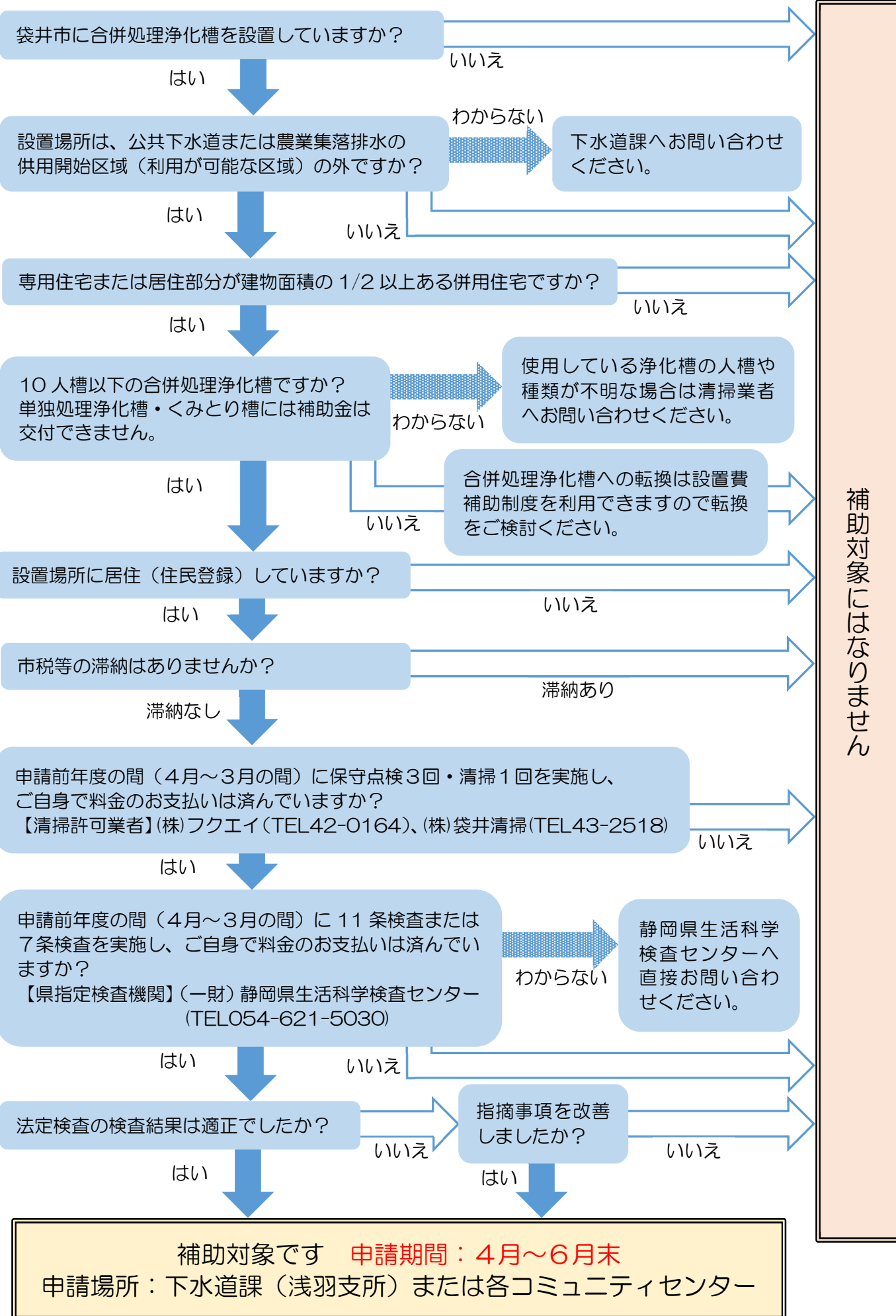
水道の使用状況等により、各家庭によって異なります。

補助額 = 1年間の維持管理に係る費用 - 下水道使用料相当額(年間)

※ご不明な点は袋井市下水道課までお気軽にお問い合わせください。

<問合せ先> 袋井市下水道課（浅羽支所2階）
〒437-1192 袋井市浅名1028
TEL：0538-23-9219 FAX：0538-23-9210
E-Mail：gesui@city.fukuroi.shizuoka.jp

浄化槽維持管理費補助制度対象者 確認フロー



※算定式により、下水道使用料相当額が維持管理費用より高くなると、補助金は交付されません。